



税金・公共料金の減免など

税金の控除・減免

所得税の障害者控除、個人市県民税等の
障害者控除・非課税・減免



問 (1) ①について

確定申告の場合：所轄の税務署

給与所得者等の場合：お勤め先などの給与担当

(1) ② (3) について

財政局市民税課

青葉・泉区にお住まいの方→

TEL 214-8637 FAX 214-8613

宮城野・若林・太白区にお住まいの方→

TEL 214-8638 FAX 214-8613

(1) 所得税と個人市県民税の障害者控除

本人、同一生計配偶者または扶養親族が、障害をお持ちの場合、所得税及び個人市県民税額の算出の際、次表の障害者控除が受けられます。

障害者 控除	身体障害者手帳3級～6級である者、重度以外の知的障害者、精神障害者保健福祉手帳2級・3級である者
特別 障害者 控除	身体障害者手帳1級・2級である者、重度の知的障害者、精神障害者保健福祉手帳1級である者、身体の障害により寝たきりの状態で複雑な介護を受けている者

※年齢65歳以上で、要介護認定を受けている方は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちでない方でも、同程度の状態にあると認められる場合、福祉事務所長が発行する「障害者控除対象者認定書」の交付を受けることにより、障害者控除の申告が可能です。

詳しくはお住まいの区の区役所・宮城総合支所の障害高齢課へお問い合わせください。

① 所得税の障害者控除

区分	対象	控除額
障害者 特別障害者	本人、同一生計配偶者、扶養親族	27万円 40万円
同居 特別障害者	特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族で申告者本人などとの同居を常況としている者	75万円

手続 確定申告の場合は、障害者手帳等の交付を受けた年分以降の確定申告書第一表「障害者控除」欄に控除額、確定申告書第二表「本人に関する事項」欄または「配偶者や親族に関する事項」欄の所定の箇所に○を記入。

給与所得者等の場合は、障害者手帳等の交付を受けた年分以降の扶養控除等申告書の「障害者」欄に記入。

② 個人市県民税の障害者控除

区分	対象	控除額
障害者 特別障害者	本人、同一生計配偶者、扶養親族	26万円 30万円
同居 特別障害者	特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族で申告者本人などとの同居を常況としている者	53万円

手続 障害者手帳等の交付を受けた翌年以降の市民税・県民税申告書の「障害者控除」の欄に記入（所得税の確定申告または年末調整で手続きが済んでいる方は不要です）。

(2) 個人市県民税等の非課税

納税義務者本人が障害のある方で前年の合計所得金額が135万円以下の場合は、個人市県民税等が課されません。

手続 障害者手帳等の交付を受けた翌年以降の市民税・県民税申告書の「障害者控除」の欄に記入（所得税の確定申告または年末調整で手続きが済んでいる方は不要です）。

令和8年9月1日(火)から実施しています

窓口の受付時間は **9:00 ~ 16:30**

変更後の受付時間でのご来庁にご協力をお願いします。

令和8年9月

移行期間

窓口受付時間変更(9:00~16:30)

令和9年2月～

令和9年1月31日までは移行期間とし、受付時間の変更を知らずに来庁された方に対応します。

※区役所・宮城総合支所障害高齢課・秋保総合支所保健福祉課は令和8年10月1日から開始します。

せんだいオンライン申請サービスでスマホから手続！
住民票の写し・印鑑登録証明書などの取得はコンビニがお得！

対象窓口

- 市役所本庁舎・分庁舎・仮庁舎
 - 区役所・総合支所
 - 窓口のある公所等・消防局・水道局・ガス局
- ※一部窓口を除きます。詳しくは仙台市ホームページをご覧ください。



仙台市ホームページ
詳しくはこちら

(3) 個人市県民税等の減免

納税義務者本人や、扶養親族が障害者となり、生活が著しく困難なときなどには、個人市県民税等の減免を受けられる場合があります。

(注1) 減免申請された方の生活状況など(例えば、ご家族の状況、資産の保有状況など)をお聞きし、減免に該当するかどうかを判断することになります。

(注2) 個人市県民税と森林環境税の減免要件が異なる場合があります。

手続 減免申請書及び関係書類の提出(納期未到来分の税額が減免対象となります)。

相続税の障害者控除 (身) (知) (精)

問 被相続人の住所地を所轄する税務署
FAX 711-5135 (聴覚障害者用)

相続または遺贈により財産を取得した相続人に障害のある方がいるときは、相続税の算出の際、障害者控除が受けられます。

控除額 10万円(特別障害者である場合は20万円)×障害者が相続開始から85歳に達するまでの年数

手続 相続税申告書に障害者控除の金額を記載して提出

個人事業税の非課税 - 視力障害者の行う事業 - (身)

問 所轄の県税事務所

重度の視力障害のある方が、あんま、マッサージまたは指圧、はり、きゅう、柔道整復その他の医業に類する事業を行う場合、個人事業税が課せられません。

対象 失明した方または両眼の視力(矯正視力)が0.06以下の視力障害のある方

窓口	電話番号	FAX
(青葉区の一部、宮城野区の一部、若林区) 仙台中央県税事務所 課税第一班	715-0621	215-1585
(青葉区の一部、宮城野区の一部、泉区) 仙台北県税事務所 課税第二班	275-9116	273-9929
(太白区) 仙台南県税事務所 課税第二班	248-2962	249-4098

贈与税の特例 (身) (知) (精)



問 特定障害者の納税地を所轄する税務署
FAX 711-5135 (聴覚障害者用)

国内に居住する特定障害者(特別障害者または特別障害者以外で精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にあるなど、その他の精神に障害がある者として一定の要件に当てはまる人)が、特定障害者扶養信託契約に基づいて信託受益権を贈与により取得した場合には、信託財産の価額のうち6,000万円(特定障害者のうち特別障害者以外の者は3,000万円)までは、贈与税が非課税となります。

手続 信託の際に「障害者非課税信託申告書」を信託銀行等の営業所を経由して特定障害者の納税地の所轄の税務署あてに提出

※扶養信託契約については、各金融機関にお問い合わせください。

少額貯蓄の利子等の非課税 (身) (知) (精)

問 所轄の税務署 FAX 711-5135 (聴覚障害者用)

身体障害者手帳等の交付を受けている方が受け取る一定の預貯金等の利子等については、一定の手続を要件に非課税の適用を受けることができます。

非課税となる預貯金等と非課税貯蓄限度額

預貯金等の種類	非課税貯蓄限度額
預貯金、合同運用信託、特定公募公社債等運用投資信託など(マル優)	350万円
国債および地方債(特別マル優)	350万円

自動車税、軽自動車税の減免 (身) (知) (精)



(1) 自動車税の減免

問合先 所轄の県税事務所

対象

4月1日時点で、次のいずれかに該当する方(以下、「障害のある方」といいます。)1人につき、自家用の自動車1台について税の減免を受けることができます。

① 身体障害者手帳または戦傷病者手帳をお持ちの方で、一定の等級に該当する方(P19の表に記載)

② 療育手帳Aをお持ちの方

③ 精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方

※介護保険被保険者証のみをお持ちの方は該当しません。

窓口	電話番号	FAX
(青葉区の一部、宮城野区の一部、若林区)仙台中央県税事務所 課税部課税第四班	715-0623	215-1585
(青葉区の一部、宮城野区の一部、泉区)仙台北県税事務所 課税第一班	275-9117	273-9929
(太白区)仙台南県税事務所 課税第一班	248-2961	249-4098

(2)軽自動車税の減免

問合先 財政局市民税企画課 諸税係
TEL 214-8625 FAX 214-1119

対 象

4月1日時点で、次のいずれかに該当する方(以下、「障害のある方」といいます)は、自家用の軽自動車等(原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車のことをいいます)について税の減免を受けることができます。ただし、自動車または軽自動車等が複数台ある場合は、障害のある方1人につき1台に限ります。

- ①身体障害者手帳または戦傷病者手帳をお持ちの方で、一定の等級に該当する方(P19の表に記載)
 - ②療育手帳Aをお持ちの方
 - ③精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方
- ※介護保険被保険者証のみをお持ちの方は該当しません。

公共料金等の免除・減免

ストマ装具・紙おむつ等使用者の 家庭ごみ処理手数料の減免 身



問 環境局家庭ごみ減量課

TEL 214-8226 FAX 214-8277

申請により年度に1回、減免相当分として家庭ごみ指定袋(中サイズ)50枚を申請者の自宅にお送りします。

対 象 障害児者日常生活用具支給事業においてストマ装具・紙おむつ等を受給している方

申請時期 随時

ニュー福祉定期貯金

身 知 精



問 ゆうちょ銀行・郵便局の貯金窓口

障害基礎年金、遺族基礎年金などを受給している方や、ゆうちょ銀行所定の方がご利用いただけます。利率が優遇される預入期間1年の定期貯金です。

NHK受信料の免除

身 知 精



問 NHKふれあいセンター(ナビダイヤル)

TEL 0570-077-077

【受付時間】9:00~18:00(土日祝日も受付)
お客様のお使いの電話から上記のナビダイヤルにつながらない場合は→TEL 050-3786-5003
【受付時間】9:00~18:00(土日祝日も受付)

全額免除

次の方は受信料が全額免除になります。

- ①生活保護法に規定する公的扶助を受けている場合

- ②障害者手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税非課税の場合
- ③社会福祉法に規定する社会福祉事業を行う施設または事業所に入所されている場合
- ④年間収入が一定額以下等の別住居の学生

半額免除

次の方は受信料が半額免除になります。

- ①視覚障害または聴覚障害により障害者手帳をお持ちの方が世帯主で受信契約者の場合
- ②次のいずれかの障害者手帳をお持ちの方が世帯主で受信契約者の場合
 - ・身体障害 身体障害者手帳1級または2級
 - ・知的障害 療育手帳A
 - ・精神障害 精神障害者手帳1級
- ③戦傷病者手帳をお持ちの方で、障害の程度が、特別項症から第一款症に相当する方が世帯主で受信契約者の場合

手 続

〈区役所の窓口を利用する場合〉

お住まいの区の区役所・宮城総合支所障害高齢課の窓口にある受信料免除申請書に、免除の対象世帯であることの証明を受け、NHKに提出(郵送)してください。

NTTふれあい案内

身 知 精



問 NTTふれあい案内事務局

TEL フリーダイヤル0120-104174(全国共通)
FAX フリーダイヤル0120-104134(全国共通)

ふれあい案内(無料番号案内)

視覚・聴覚・上肢などの不自由な方、知的障がい、精神障がいのある方を対象に無料で電話番号をご案内します(ご利用には事前に登録が必要です)。

NTTふれあいファクス

身



電話の移転、ご注文、故障などのご相談をはじめ、サービスのお問い合わせなど、NTT東日本へのご相談をファクスでお申込みできるサービスです。

対象 聴覚障がい、音声、言語機能障がいなどのために電話の使用が困難な方

料金

通話料無料(コンビニエンスストア等に設置されているファクスを利用する場合は、別途ファクスの使用料が必要な場合があります)。

利用手順

名前、返信先ファクス番号、ご相談内容を記入し、ふれあいファクス番号に送信ください(用紙や書式は自由)。
注文・故障の問合せ先 フリーダイヤル **0120-700133**(FAX)
受付時間 24時間(年末年始を除く)
※お客様へのご回答(ご連絡)につきましては、順次対応させていただきますが、内容等によりお時間を頂戴する場合がございますのでご了承ください。

携帯電話の障害者割引サービス

身 知 精



携帯電話の基本使用料金等のサービスが割引になります(サービス内容については各社によって違いがあり、併用できないサービス等もありますので、詳しくは問合せ先、ホームページにてご確認ください)。

青い鳥郵便葉書の配付

身 知



問 各郵便局

希望される方に、青い鳥をデザインしたオリジナル封筒に通常郵便葉書(無地、インクジェット紙またはくぼみ入り等)一種類、20枚を入れて無償で配付します。
※配布にあたっては受付期間等の定めがあります。

対象

- ① 重度の身体障害のある方(1級または2級の方)
 - ② 重度の知的障害のある方(療育手帳に「A」(または1度、2度)と表記されている方)
- ※上記内容は2026年度のものとなります。2027年度の内容につきましては2027年3月頃に決定し周知されますので、日本郵便ホームページをご確認ください。

低廉な郵便サービス

身 知



問 各郵便局

低廉な郵便サービスを利用することができます。

【低廉な郵便サービス一覧】

- ・点字郵便物
- ・特定録音物等郵便物
- ・心身障害者団体の発行する定期刊行物を内容として発行人から差し出される低料第三種郵便物(開封)
- ・点字ゆうパック
- ・聴覚障害者用ゆうパック
- ・心身障害者用ゆうメール

詳しくは、郵便局HPをご覧ください。

市営施設利用料金の減免

身 知 精

対象施設が無料または半額でご利用いただけます。

対象文化施設

天文台、仙台市科学館、博物館、歴史民俗資料館、富沢遺跡保存館、縄文の森広場、戦災復興記念館資料展示室、野草園、八木山動物公園フジサキの杜、仙台文学館、秋保大滝植物園

対象スポーツ施設

仙台市営スポーツ施設(詳細は仙台スポーツ情報ナビをご覧ください)。

対象

- ① 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
※シルバーセンター及び健康増進センターは付添人も無料(ただし、健康増進センターは身体障害者の付き添いの場合は重度身体障害者の付き添いに限る)。
- ② 身体障害者手帳1級または2級、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方に付き添う満18歳以上の介護人1名(介護人の年齢制限を設けていない施設もあります。詳しくは各施設にお問い合わせください)。
※スポーツ施設は原則、個人使用に限ります。団体使用・専用使用については各施設にご相談ください。
※利用する施設によって対象となる方が異なる場合があります。詳しくは各施設にお問い合わせください。
※障害者手帳アプリ「ミライロID」のご提示でも利用が可能です。